

虐待の防止と対応

この文書は、現在の虐待に関する教会の方針および指針を要約したものです。神の子供たちを守ることができるよう、神権指導者および教会組織指導者の全員がこれらの方針と指針に精通し、従う必要があります。

虐待とは

虐待とは、他者（子供または伴侶、高齢者、障害者など）に対する不当な扱いまたは義務の放棄によって身体的、心理的、性的な危害を加える行為を指します。

虐待は被害者に混乱や疑い、不信感、恐怖を引き起こし、時には身体的な危害を加えることがあります。すべてではありませんが、ほとんどの場合、虐待の申し立ては真実であり、真剣に受け止め、細心の注意を払いながら対処する必要があります。虐待は時がたつにつれ、さらに深刻になる傾向があります。

ネグレクト、身体的虐待、性的虐待、言葉による虐待など、形は違っていても、主はあらゆる虐待行為を非難しておられます。虐待のほとんどは、社会における民法に違反しています。（大管長会からの手紙「虐待への対応」2008年7月28日付参照）

教義を教える

ステーク会長会およびビショップリックは、虐待について自分が話すことが教会の教義に基づいたものであるようにすべきです。特に、以下について教えるべきです：

- 教会の教義では、一人一人を守ることに最大限の努力を投じることが、すべての指導者や会員に求められています（マタイ18：6；エペソ5：25, 28-29；「家族—世界への宣言」ChurchofJesusChrist.org参照）。
- どのような形であれ、虐待は邪悪で悲惨な行為であり、救い主の教義に完全に反しています（教義と聖約121：37参照）。
- 救い主は、無限にして永遠の贖罪を行うことにより、虐待の被害者に救いと癒しと力を与えてくださいます（アルマ7：11-12；34：10参照）。
- どのような方法であれ、虐待を行う人は、神の前でその責任を負うこととなります（教義と聖約101:78参照）。天の御父とその御子は、行動を改め、完全に悔い改めるときに、虐待を犯した人々に赦しを与えてくださいます（モーサヤ14：4-12；教義と聖約58：42-43参照）。

- 「家族—世界への宣言」にある原則は、虐待がもたらす悪影響について全会員が理解するうえで欠かせないものであり、虐待による害悪を避けるうえですべての人の助けとなります（ゴードン・B・ヒンクレー「子供たちに救いを」『聖徒の道』1995年1月号、60-63参照）。

虐待ヘルプライン

数年にわたり、教会はアメリカ合衆国とカナダのビショップやステーク会長のために、無料かつ内密の虐待ヘルプライン（電話：1-800-453-3860、内線2-1911）を運営してきました。そのほかの地域では、虐待が行われている可能性を知ったビショップは、ステーク会長に連絡すべきであり、ステーク会長は地域会長会に助言を求めることになります。（『総合手引き—末日聖徒イエス・キリスト教会における奉仕』38.6.2.1, ChurchofJesusChrist.org参照）

以下の情報は、ビショップやステーク会長がこのヘルプラインを利用するうえで役立つことでしょう：

- このヘルプラインは、どのような種類の虐待であれ、ビショップやステーク会長がその状況に対処する際に、24時間365日利用できるようになっています。
- ビショップやステーク会長は、ある人が虐待やネグレクトの被害に遭ったと思われる場合、あるいは虐待やネグレクトの被害に遭う恐れのある場合、いかなる状況であってもこのヘルプラインに速やかに連絡すべきです。
- ビショップやステーク会長がこのヘルプラインに電話すると、法律や臨床心理の専門家が質問に答え、どのように被害者を助け、虐待の報告に関する地元の法律と条件を遵守し、さらなる虐待を防ぐかについて指示を与えてくれます。さらに詳しくは、『総合手引き』38.6.2.1を参照してください。

重要なメッセージ

虐待を防ぐにはどうすればよいか

家庭で

教会指導者は、家庭での虐待を防ぐために以下のことを行うべきです：

- 夫婦や家族に、家庭で福音に従って生活するように勧めます。夫婦や家族は、家族全員が慎重に扱うべき事柄について話し合うことができるように、思いやり、尊敬、率直なコミュニケーションといったパターンを確立する必要があります（「家族—世界への宣言」ChurchofJesusChrist.org参照）。
- 両親に、子供の年齢と成熟度に応じた情報や技能を教えるように勧め、子供が虐待に遭ったときにどう対応すればよいかを知ることができるようにします。
- 教会が提供する様々なりソースについて会員に知らせます。

教会で

教会指導者は、教会での虐待を防ぐために、以下の指針に従うべきです：

- 会員記録がワードにない場合や、会員記録に虐待に関する注釈がある場合、子供や青少年に働きかけることを伴う教会の召しや割り当てをその人に与えてはなりません（『総合手引き』38.6.2, 12.5.1参照）。
- 成人が教会で子供や青少年を教える際には、責任ある成人が少なくとも二人同席する必要があります。その二人の成人は、男性二人でも、女性二人でも、あるいは夫婦でも構いません（『総合手引き』12.5.1参照）。
- 一つの教室に少なくとも二人の成人を割り当てるのが現実的でない場合、指導者はクラスを合同にすることを検討するべきです。
- 青少年または子供が出席する教会主催のすべての活動には、少なくとも二人の成人がいるようにしなければなりません。
- ある兄弟がミニスタリングのために一人の女性を訪問する際は、同僚または妻とともに訪問する必要があります。

- ステーク会長会やビショップリックの一員、あるいは割り当てを受けた指導者は、子供や青少年、女性に会うときは、親または別の成人に、隣室、ロビー、またはホールにいてもらう必要があります。面接を受ける人が希望する場合、その面接に同席するよう別の成人に依頼することができます。指導者は、誤解を招く可能性のあるあらゆる状況を避けるべきです（『総合手引き』12.5.1参照）。
- 教会主催の宿泊を伴う活動については、成人が自分の親や保護者であるか、あるいは子供や青少年と同性の成人がテントや部屋に少なくとも二人いる場合を除いて、子供や青少年が成人指導者と同じテントや部屋に滞在することはできません（『総合手引き』12.2.1.3参照）。
- 成人指導者と子供または青少年が、山小屋などの宿泊施設を共用する場合、少なくとも二人の成人がその施設にいなければならず、その成人は子供または青少年と同性でなければなりません（『総合手引き』12.2.1.3参照）。

虐待への対応

（『総合手引き』38.6.2.1参照）

教会指導者や会員は虐待に対応する際、以下の指針に従うべきです：

- 虐待が起こった場合、教会指導者が第一に、直ちに行うべきことは、虐待された人を助け、今後虐待される可能性のある人を守ることです。会員に、虐待を受ける家庭や環境、あるいは危険な家庭や環境にとどまるよう決して勧めるべきではありません。
- 教会の指導者や会員が、被害者や加害者およびその家族に働きかける際には、優しさと思いやりをもって、細心の注意を払う必要があります。
- 教会指導者は、決して虐待に関する通報を無視したり、犯罪行為を法執行機関の職員〔訳注—警察など〕に通報しないよう会員に助言したりすべきではありません。
- 教会指導者と会員は、虐待を公的機関に報告することに関するすべての法的義務を果たす必要があります。
- 神権指導者は、虐待を行った人が悔い改めて、虐待行為をやめるよう助けなければなりません（イザヤ1：18；教義と聖約64：7参照）。

- 専門家によるカウンセリングは、被害者や加害者および家族の役に立つ場合があります。虐待が深刻であれば、ほとんどの場合、カウンセリングを受けることが勧められています。

ステークおよびワード評議会を教える

ステーク会長会やビショップリックは、ステークやワードの評議会集会でこの情報を提示すべきです。その後、ステークおよびワード評議会の会員は、必要に応じて、それぞれの会長会集会や指導者集会で、またそのほかの人たちと、この資料について話し合う必要があります：

- ステーク評議会とワード評議会の会員は、この概要にある重要なメッセージを教え、成人の神権指導者と教会組織指導者に話し合いを促すべきです。話し合いの一部として、まず福音ライブラリーの“Abuse”（虐待）ページの“How to Help”（助ける方法）にあるビデオ“Protect the Child: Responding to Child Abuse”(子供を守る－児童虐待への対応)を視聴することから始めるとよいでしょう。この情報は慎重に扱うべきものであるため、教える際には御霊の導きを求める必要があります。
- 信頼されている教師やアドバイザーが虐待について報告を受けることがよくあります。ステークおよびワード評議会の会員は、指導者や教師や会員が、虐待を適切な公的機関に通報することを含め、虐待を防止したり、虐待に対応したりするうえで適切な措置を講じられるよう助ける必要があります。

虐待に関する方針と法律上の問題

以下の指針は、教会指導者が虐待に関する方針や法律上の問題に対処するうえで役立つでしょう：

- どのような種類の虐待であれ、その状況に対処する際は、直ちにヘルプライン（電話：1-800-453-3860、内線2-1911）に連絡してください。
- 虐待にかかわる状況に対処する際の指針として、ステーク会長とビショップは『総合手引き』38.6.2.1を参照すべきです。

- 虐待にかかわる状況に関する告白、賠償、捜査、不当に扱われた被害者とのコミュニケーション、守秘義務に対処する際の指針として、ステーク会長とビショップは『総合手引き』38.6.2.2を参照すべきです。

- 虐待にかかわる状況に関して教会宗紀に対処する際の指針として、ステーク会長とビショップは『総合手引き』38.6.2を参照すべきです。

- 教会指導者は、まず教会本部の中央法務事務局（the Office of General Counsel）（電話：1-800-453-3860、内線 2-6301）に連絡することなしに、虐待にかかわる民事訴訟あるいは刑事訴訟で証言するべきではありません。具体的な指針は、『総合手引き』38.6.2.1を参照してください。

その他のリソース

- 「虐待（加害者のニーズ）」 ChurchofJesusChrist.org
- 信仰箇条1：12
- 教義と聖約121章；123章
- ゴードン・B・ヒンクレー「神権を行使する個人のふさわしさ」『リアホナ』2002年7月号、58-61
- ゴードン・B・ヒンクレー「人々がわたしたちについて尋ねること」『リアホナ』1999年1月号、76-79
- ダリン・H・オークス「家庭と教会における神権の権能」『リアホナ』2005年11月号、24-27
- リチャード・G・スコット「虐待の傷を癒す」『リアホナ』2008年5月号、40-43
- “Abuse: Help, Healing, and Protection（虐待：助け、癒し、保護）”，Life Help（ライフヘルプ）ページ，ChurchofJesusChrist.org
- ファミリーサービスのコース「結婚生活を強める」および「家族を強める」

末日聖徒
イエスキリスト
教会